

常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会

設立趣旨

令和元年東日本台風では、多くの河川において、甚大な被害が発生しました。近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるためには、これまでの河川・下水道管理者等による治水だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域全体における国・県・市町村・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進する必要があります。

このため、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川の国、県及び市町村等の流域関係者において、国及び県管理区間の河川整備、流域対策、ソフト対策も含め流域全体で早急に実施すべき対策「流域治水プロジェクト」を策定し、その取組を推進することを目的に協議会を設立します。

常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会

規 約

（設置）

第1条 「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会の構成は、次の各号のとおりとする。

- 一 協議会の組織は、別表の職にある者をもって構成する。
- 二 協議会の組織の変更は、必要に応じ、事務局がその都度、協議会に諮って定めるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所調査第一課が行う。

3 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年9月14日から施行する。

【別紙】

常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会

機 関 名	構 成 員
富 山 市	市 長
高 岡 市	市 長
立 山 町	町 長
舟 橋 村	村 長
射 水 市	市 長
砺 波 市	市 長
小 矢 部 市	市 長
南 砺 市	市 長
滑 川 市	市 長
上 市 町	町 長
高 山 市	市 長
飛 騨 市	市 長
白 川 村	村 長
郡 上 市	市 長
富山県 土木部 河川課	河川課長
土木部 都市計画課	都市計画課長
岐阜県 県土整備部 河川課	河川課長
都市建築部 下水道課	下水道課長
富山地方気象台	台 長
富山河川国道事務所	事務所長
(オブザーバー)	
北陸電力(株)富山支店	
関西電力(株)水力事業本部 庄川水力センター	
電源開発(株)中部支店	